

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書		
医療法人登録番号:	302691	
報告期間	自 至	令和5年4月1日 令和6年3月31日
1 事業報告書の概要		
(1) 名称	分類① 分類② 分類③	社団(出資持分なし) その他 基金制度不採用
(2) 事務所の所在地	都道府県 市区町村 町名・番地 建物名	和歌山県 橋本市 城山台二丁目45番地の14 徒歩5分
(3) 設立認可年月日	平成9年12月12日	
(4) 登記登記年月日	平成9年12月19日	
(5) 理事長の氏名	姓 名	根田 英史
役員及び幹部員の人数	15	
役員及び幹部員	記載はこれら	
2 事業の概要		
(1-1) 本来業務(病院、診療所)	記載はこれら	
(1-2) 本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこれら	
(2) 附帯業務	記載はこれら	
(3) 収益業務	記載はこれら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で賛成又は同意した事項	記載はこれら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこれら	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこれら	
(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	記載はこれら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこれら	
(9) その他	記載はこれら	
	(5), (6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しても差し支えないこと。	
	(8)全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
	(9)当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式1：1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	横田	英史	
理事	横田	知文	
理事	横田	裕菜	
理事	塩谷	ひとみ	
監事	秋元	あかね	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の
医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は
介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを
記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

寧業報告書

2-(1) 本來當務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

- 法) 4. 地方自治法第2章4,4系の第2項に規定する指定管理者として在籍する施設については、指定管理の認定を配達すること。
5. 医療院等に介護保険施設床数がある場合は、医療院等の利用料金と介護保険適用料金との差について内訳を配達すること。
6. 介護老人保健施設又は介護認知症の施設は、入所人員及び巡回所定員を記載すること。

事業報告書

注) 2-(5)、2-(6)については、医療徴用を実行又は請入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金用途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関間の先行により医療の評議が行われる医療連携と同一の二次医療圏内に自らの医療組織を有しており、これらの医療連携が地域における医療機能の分化・連携に関する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を推進することが自らの医療機関の運営を維持・向上するため必要である理由

1. 医療機関債務を購入する医療法人は、医療機関債務の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っておりかつ、当該医療連携を維持することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債務名、発行元医療法人名、購入額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えて差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

様式3-2 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 緑横会
所在地 橋本市城山台二丁目45番地の14

※医療法人整理番号 30269

貸借対照表

令和6年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	68,764	I 流動負債	7,812
II 固定資産	32,290	II 固定負債	91,439
1 有形固定資産	21,923	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	746	負債合計	99,251
3 その他の資産	9,621	III 純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科目	金額
		I 基金	0
		II 積立金	0
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,803
		負債・純資産合計	101,054
		資産合計	
	101,054		

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式4-2 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 緑横会
所在地 橋本市城山台二丁目45番地の14

医療法人整理番号 30269

損 益 計 算 書
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	118,833
2 事業費用	115,001
本来業務事業利益	3,832
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
II 事業外収益	3,832
III 事業外費用	2,006
IV 特別利益	1,150
V 特別損失	4,688
税引前当期純利益	0
法人税等	0
当期純利益	4,688
	763-
	3,925

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式2

法人名 医療法人 緑横会
所在地 和歌山県橋本市城山台二丁目45番地の14

※医療法人整理番号 30269

財産目録
(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	101,054千円
2. 負債額	99,251千円
3. 純資産額	△1,803千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	68,764
B 固定資産	32,290
C 資産合計 (A+B)	101,054
D 負債合計	99,251
E 純資産 (C-D)	△1,803

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人 緑横会
 所在地 和歌山県橋本市城山台二丁目46番地の14

※医療法人整理番号 30269

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額(千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 緑横会

理事長 横田 英史 殿

5

私（注1）は、医療法人緑横会の令和4会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月29日
医療法人 緑横会
監事 秋元 あかね

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。